

## 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）及び岡山県瓦工事協同組合（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う被災住宅の応急修理に関して、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡山県内において災害が発生した場合に、甲が行う被災住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）に関して、甲が乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 応急修理 災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に規定する応急修理

二 応急修理事業者 乙の組合員であって応急修理を行おうとするもの

（協力要請）

第3条 甲は、災害が発生し、応急修理を実施する必要がある場合は、住宅の被災状況、応急修理の実施方針その他必要な事項を、文書により乙に通知し、協力を要請することができるものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

（協力等）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請があった場合は、対応に必要な応急修理事業者の確保に最大限努め、その情報を甲に提供するとともに、その他必要な協力を行うものとする。

（応急修理）

第5条 応急修理事業者は、甲（甲が応急修理を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の依頼に基づき応急修理を行うものとする。

（費用の負担）

第6条 応急修理事業者が前条の応急修理に要した費用（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年厚生省告示第144号）に定める限度額の範囲内に限る。）は、甲が負担するものとする。

（応急修理事業者名簿等の提供）

第7条 乙は、応急修理事業者の名簿及び応急修理に係る業務担当者の名簿を、毎年1回甲に提供するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上、別に定めるものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては岡山県土木部都市局住宅課、乙においては岡山県瓦工事協同組合事務局とする。

（雑則）

第10条 この協定は、平成30年4月27日から適用する。

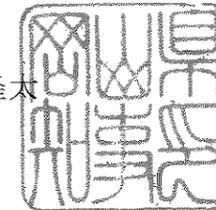
この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 4月 27日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山県倉敷市中島2360番20号

岡山県瓦工事協同組合

理事長 石井 二郎

